

年金

◆国民年金保険料は

口座振替による前納を!!

国民年金保険料は、翌月末の納期限までに毎月の定額保険料を納付することが基本ですが、口座振替や前納をご利用いただくことで、お得に納めることができます。

また、口座振替を利用すれば納付忘れを防げ、納付するために金融機関などに出かける手間も省けるので、安心かつ便利です。

まだ口座振替にされていない方は、平成18年10月分から平成19年3月分までの口座振替6か月前納が毎月納付に比べて940円お得ですのでご利用ください。前納したいけれど一度に6か月分を納めるのが困難な方には、通常の毎月口座振替(翌月末振替)に比べて毎月50円お得な当月末口座振替もあります。

口座振替の申込みは、預貯金口座をお持ちの各金融機関窓口または各社会保険事務所でご受け付けています。

※6か月前納は余裕を持って

9月上旬までにお申し込みください。

※保険料の半額免除の承認を受けている方は「早割」制度をご利用できません。

※最も割引の大きい口座振替1年前納の振替は終了しました。

お知らせ

8月は入院時の減額認定証の切替です

国民健康保険と老人保健の「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、平成18年7月31日です。引き続き認定証が必要な方は、8月中に役場保険係で更新手続きをしてください。

この認定証を受けると入院時の食事が減額となり、70歳以上の方は医療費の自己負担限度額も減額となります。新規の認定は、随時受け付けています。入院中や入院予定の方は早めに申請をしてください。

○認定条件

町県民税非課税世帯であること

○持ってくるもの

保険証・印鑑・旧減額認定証

○問い合わせ先

健康増進課 保険係

☎ 1111 内線 2141



◆敬老祝い金(商品券)の支給内容が変わりました

敬老祝い金(商品券)の支給内容が変わりました。

町では、長寿を祝福するため80歳以上の方に敬老祝い金(商品券)をお贈りしていましたが、新町さつま町の施策見直しを行った結果、次のとおり支給内容が変わりましたのでお知らせします。

【支給内容】

80歳・90歳・100歳到達時に節目支給として敬老祝い金(商品券)を贈ります。

【対象者】

- 9月30日現在で、
- 80歳到達者
- 大正14年10月1日
- 大正15年9月30日生
- 90歳到達者
- 大正4年10月1日
- 大正5年9月30日生

・100歳到達者

明治39年4月1日

明治40年3月31日生

【敬老商品券の額】

80歳到達者 5,000円

90歳到達者 20,000円

100歳到達者

80,000円

誕生日に直接訪問しお祝いをお贈りします。また、100歳以上の方の敬老訪問は今回から実施されません。

各地区で開催されます敬老行事は、予定通り開催されますので、ご参加ください。

◆行方不明者をさがす相談所の開設について

県警では、年間を通じて「行方不明」の方や「無縁仏」になられた方々の身元の確認作業を実施しておりますが、8月中を「行方不明」の方や「無縁仏」になられた方々の身元を探す月間として、警察本部や県下各警察署に相談所を設けます。

長い間、音信がなく、連絡がとれない、家出して行方がわからないなどお困りの方はどうぞお気軽に相談してください。

年金相談

年金資格や受給手続きなどについての『年金相談所』を開設します。

相談には、川内社会保険事務所の職員が応じます。質問や相談などがありましたら、この機会をご利用ください。

○日時 8月22日(火) 午前10時~午後3時

○場所 宮之城ひまわり館(たすけあい室)



なお、相談においての際は行方不明者の写真、当時の服装などの資料があれば準備してください。

相談は無料で、個人の秘密は固く守ります。

相談についての問い合わせは警察本部鑑識課

電話099-206-0110 (内線4626)

または、最寄りの交番・駐在所・警察署へどうぞ。